2　前項の場合において、旧入管法施行規則別記第二十九号様式の資格外活動許可書の書面中登録証明書の登録番号を記載することとされている項は在留カードの番号を記載する項とし、旧入管法施行規則別記第二十九号の五様式の就労資格証明書の書面及び別記第四十二号様式の再入国許可書の書面中登録証明書の登録番号を記載することとされている項は在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号を記載する項とする。

3　附則第十三条の規定は、前項の規定により在留カードの番号又は在留カードの番号若しくは特別永住者証明書の番号を記載することとされる項に記載をする場合に準用する。

**第二十条**　改正法施行日前に入管法施行規則第六条の二第四項第二号又は第十九条第三項第二号の規定により地方入国管理局長に届け出た者は、新入管法施行規則第五十九条の六第二項第一号ロの規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

**第二十一条**　新入管法施行規則第十九条の六第二項の適用においては、施行日前に交付された旧入管法施行規則別記第三十二号様式の在留資格証明書及び別記第七十五号様式の難民認定証明書並びに施行日前にされた入管法第五十条第一項の規定による許可に係る旧入管法施行規則別記第六十一号様式の裁決・決定書及び入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可に係る旧入管法施行規則別記第七十六号の二様式の決定書は、それぞれ新入管法施行規則別記第三十二号様式の在留資格証明書及び別記第七十五号様式の難民認定証明書並びに別記第六十一号様式の裁決・決定書及び別記第七十六号の二様式の決定書とみなす。

**第二十二条**　新入管法施行規則第二十五条の四から第二十五条の十四までの規定の適用については、旧入管法施行規則第二十五条の六第一項本文の規定による意見聴取通知書により改正法第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（この条において「旧入管法」という。）第二十二条の四第三項の規定による通知を受けた者を入管法第二十二条の四第三項本文の規定による意見聴取通知書の送達を受けた者と、旧入管法施行規則第二十五条の六第一項ただし書きの規定により旧入管法第二十二条の四第三項の規定による通知を受けた者を入管法第二十二条の四第三項ただし書きの規定による通知を受けた者と、それぞれみなす。

**第二十三条**　旧入管法施行規則第二十五条の十四の規定による出国期間等指定書の交付を受けた者に係る出国の確認の手続については、なお従前の例による。

（第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置）

**第二十四条**　第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

一　戸籍法施行規則第十一条の二第一号（同規則第十一条の六、第五十二条の二及び第五十三条の二において準用する場合並びに第五十三条の四第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において規定する場合を含む。）

二　供託規則第二十六条第三項第二号

三　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則第四条第一項第三号

四　弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則第五条第三号

五　不動産登記規則第七十二条第二項第一号

六　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則第九条第一号

2　前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

（第五条の規定による被収容者処遇規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二十五条**　施行日前に入国者収容所又は収容場に備えられた第五条の規定による改正前の被収容者処遇規則（次条において「旧処遇規則」という。）別記第一号様式の被収容者名簿の書面及び別記第四号様式の面会簿の書面は、それぞれ第五条の規定による改正後の被収容者処遇規則（次条において「新処遇規則」という。）別記第一号様式の被収容者名簿の書面及び別記第四号様式の面会簿の書面とみなす。

**第二十六条**　旧処遇規則別記第一号様式の被収容者名簿の書面及び別記第四号様式の面会簿の書面は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新処遇規則別記第一号様式の被収容者名簿の書面及び別記第四号様式の面会簿の書面とみなす。

（第六条の規定による入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

**第二十七条**　施行日前に交付された第六条の規定による改正前の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令（次条において「旧証票省令」という。）別記第二号様式の証明用紙の書面は、この省令の施行後においても当分の間、第六条の規定による改正後の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令（次条において「新証票省令」という。）別記第二号様式の証明用紙の書面とみなす。

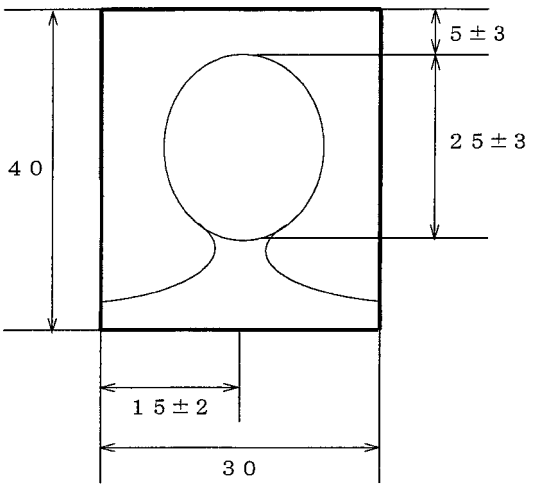
**第二十八条**　旧証票省令別記第二号様式の証明用紙の書面は、施行日後においても当分の間、新証票省令別記第二号様式の証明用紙の書面とみなす。

**附則別表**（附則第十二条、附則第十三条関係）

| | |
|---|---|
| 第十一条第二項中長期在留者 | 第十一条第二項の規定により当該第十一条第二項中長期在留者の旅券に記載された当該第十一条第二項中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号 |
| 登録証明書所持中長期在留者 | 当該登録証明書所持中長期在留者が所持する登録証明書の登録番号 |
| 登録証明書所持特別永住者 | 当該登録証明書所持特別永住者が所持する登録証明書の登録番号 |

**別表第一**（第十二条関係）

（単位：ミリメートル）




1　本人のみが撮影されたもの
2　縁を除いた部分の寸法が上記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂（髪を含む。）から顎の先まで。）
3　無帽で正面を向いたもの
4　背景（影を含む。）がないもの
5　鮮明であるもの